

平成30年度第1回公の施設指定管理者選定委員会概要報告

柏崎市財務部財政管理課

- 1 開催日時 平成30年7月12日(木) 午後1時30分から4時00分まで
- 2 場 所 柏崎市役所教育分館3階 第3会議室
- 3 出席者 ○選定委員(五十音順)
阿部委員、桑野委員、齋藤委員、中村委員、本多委員
欠席：高橋委員
○事務局(財政管理課)
政金財務部長、飯田課長、村田資産管理係長、宮嶋主査

4 概要

今年度に指定管理者の更新手続を行う8施設について、手続のスケジュールを説明した。

その後、非公募により指定管理者の選定を行う5施設について、選定を非公募で行う理由を施設担当課から説明し、質疑を経て、選定委員の全員から非公募による選定が適当であるとの意見を拝聴した。また、コレクション展示館3館については、施設の在り方を検討中であることから、現在の指定期間を1年間延長する旨を説明し、了承を得た。

5 委員会の要旨

(1) 開会

(2) 委員会の開催要件の確認

委員6人中5人の出席により開催要件を満たしていることを確認

(3) 財務部長挨拶

(4) 委員長及び職務代理の選任

本日欠席ではあるが高橋委員を委員長とする事務局案を提示し、出席委員全員から承諾を得た。なお、事前に高橋委員には事務局案について確認を行い、委員が賛同すれば委員長を引き受ける旨の了承を得ていた。職務代理は、委員長が指名することとなっていることから、次回の委員会で決めることとした。

本日の委員会については、委員長及び職務代理が不在であることから、議事進行を行う議長を選任することとし、議長について事務局案を示し、委員全員から承諾を得て本多委員に決定した。

(5) 議事

ア 平成30年度に指定管理者の更新手続を行う施設について

《財政管理課から説明》

委 員： 高柳町産業会館及び西山いきいき館は、前回公募であったが今回は非公募となっている。どのような理由で非公募に切り替えたのか。

事 務 局： 指定管理者制度を新たに導入する際は、原則として公募している。指定管理者の更新時から非公募とする理由があれば、非公募としている。

財務部長： 本日は、選定方法が非公募でよいのかどうか委員から意見を伺いたい。

イ 非公募により指定管理者の更新を行う施設に係る意見聴取について

(ア) 史跡・飯塚邸 (担当課：博物館)

《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員： 収支状況を見ると毎年200万円以上の赤字である。当初からマイナスとなると計画していたのか。

担当課： 赤字の要因としては、人件費が当初の計画よりも大幅に増加したことである。現指定管理期間以前は、博物館及びふるさと人物館と3館セットで指定管理していたため、当該施設に係る人件費が抑えられていた。現指定管理期間も人件費を同様に見積もっていたが、博物館及びふるさと人物館を指定管理から直営に戻すこととなり、現指定管理者と協議し、結果的に人件費分が赤字となった。また、現指定管理者は、観光面でのPRに力を入れており、マンパワーが必要となったことから人件費が大幅に増加することとなった。

委員： 現指定管理者であるかしわざき振興財団が指定管理している施設は、市全体で何施設あるのか。また、かしわざき振興財団の職員数はどのくらいか。

事務局： かしわざき振興財団が指定管理を受けている施設数及び職員数は、確認し、後ほど回答する。

委員： 収入の8割が税金である指定管理料であり、利用者一人当たり800円となる。費用対効果を考えると妥当かどうか。

担当課： 指定管理料は基本的に収支の差額から算定しており、主な収入である入館料は一人310円を頂いている。入館料については、その金額が妥当であるかを含めて、現在見直しを図っているところであり、その結果により指定管理料も変更となってくる。

当該施設は、市の重要な文化施設として位置付けており、今後も継続して管理運営していかなければいけないと考えている。

財務部長： 税金である指定管理料を投入してこれだけの施設を維持していくべきかという意見はある。しかし、担当課が説明したとおり、当該施設の意義は、大きなものであり、施設を市民の方から見ていただくとともに、イベント等を楽しんでいただきたいと考えている。ただし、掛かった費用については、ある程度、入館料に反映すべきであり、見直しを図っているところである。施設に係る経費について、入館料で賄えない部分は、指定管理料として支出しなければならない。

委員： 赤字だから施設を廃止するのではなく、歴史的価値が高い施設であることから、現在の指定管理料でいいのか検討する必要がある。市として重要な施設であれば、もっと指定管理料を増やしてもよいのではないか。その他の無駄な部分を削り、必要な部分に投資すべきである。

財務部長： 当該施設に限らず、現在、公共施設の在り方を見直している最中であり、委員の意見を含めて検討していきたい。

委員： 外部へのPRを積極的に行い、入館者が増えることを期待している。

委員： 指定管理者の努力により入館者が増えれば、それに応じて指定管理料を増額させるなどの仕組みを作ることはできないか。

財務部長： 指定管理料は、最初に指定管理期間中の総額を示し、その中で運営をしているため、入館者によって指定管理料を増減することは難しい。入館者数は、頭打ちになってきている部分もあるが、入館者を増やすよう取り組むことは大事であると認識している。

委員： 施設の評価において、定例的なイベントが多くとある。企画がマンネリ化していることが懸念されるが新しい企画などは考えているのか。

また、指定管理者制度により民間事業者によるSNS発信力等を期待できるとあるが、どういうことか。

担当課： 新たな企画としては、市外の宿泊施設からワンコインでバスに乗って、当該施設を含めた市内観光ができる取組を進めている。これにより、市外からの入館者を増やしたいと考えている。SNS発信力については、市が直接実施するよりも民間事業者のほうが即効性があることから、そういった評価をさせていただいた。

事務局： 先ほどの委員からのかしわざき振興財団に関する質問について、指定管理している施設数は22施設、職員数は平成30年4月1日現在、正職員が42人、非常勤職員が79人となっている。

委員： 22施設あるということは、単純に1施設当たり正職員2人が割り当てられているとの認識でよいか。

事務局： 実際の配置は、施設によって異なるが、22施設のうち、15施設ある体育施設や文化会館アルフォーレなどの開館日数が多く、規模の大きい施設に多く割り当てられていることが考えられる。指定管理している施設においては十分なマンパワーは確保できていると考えている。

委員： 当該施設の勤務体制としてはどうか。

担当課： 館長として、現指定管理者の職員の方がおり、そのほかに地元町内会に委託し、1日2人体制で管理運営を行っている。

委員： 入館者の市内、市外の割合はどうか。

担当課： 入館者へのアンケートの結果からの割合となるが、市内が37%、市外は県内55%、県外8%となっている。イベント効果によって市外からの利用者が多くなっている。

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(イ) 高柳産業福祉会館（担当課：高柳町事務所）

《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員： 当該施設の収支状況において、支出に次期繰越金を計上しているため、収支差額がゼロとなっている。他の施設でも収支がゼロとなっている施設と収支差額を出している施設があり、収支の書き方が施設ごとに異なっている。

事務局： 収支については、指定管理者から提出される事業報告書の決算書類から記載しているため、施設ごとに異なっている。

財務部長： 施設ごとに書き方が異なり、見づらくなってしまっているのは申し訳

ない。本来であれば収支ゼロというのはあり得ないのだが、指定管理者の全体の会計の中で当該施設に係る収支を調整している事業者もいる。

委員： 事業者によってそれぞれ収支決算の書き方が異なるのはしょうがないが、共通の様式を使用しているのであれば、次回以降は統一したほうが分かりやすい。

委員： 施設の清掃業務について、日常清掃は指定管理者が行っているのか。また、年2回ある定期清掃及び警備業務の委託先はどこか。

担当課： 日常清掃は指定管理者が行っており、定期清掃は十日町ビルサービス、警備業務はセコム上信越に委託している。

委員： 指定管理者が商工会ということであるが、労働保険事務組合の委託事業所となっているのか。

担当課： 確認して回答する。

委員： 利用者数が2,000人程度であり、指定管理料を利用者一人当たりで見ると2,000円である。受益者負担のバランスを含めて、今後どのように運営していくのかを検討していただきたい。

委員： モニタリングシートの評価では、ほぼA評価である。当該施設として、どこが強く、どこが弱いのかが見えてこない。評価を工夫できないか。

担当課： A評価は、要求水準書で定める水準どおりに業務を行っているとの評価である。要求水準書に定めていない部分として、指定管理者が施設入口に花を植えるなど、利用者が利用しやすい環境を整備していることを担当課としては高く評価している。

また、先ほどの委員から頂いた質問への回答として、労働保険事務組合の委託事業所となっていることを確認した。

委員： 社会保険等の手続についても代行しているのか。

担当課： 社会保険は取り扱っておらず、労働保険のみとなる。

委員： 要求水準書とは何か。また、平成28年度に利用者数が大幅に減少した理由は何か。

事務局： 要求水準書は、指定管理者が行う業務を示したものである。要求水準書は、それぞれの施設の特性によって行う業務や留意点が異なってくるため、施設ごとに作成している。モニタリングシートについても要求水準書の項目を基に指定管理者を評価するために作成するものであり、それぞれの施設で特徴が出てくる。

担当課： 平成28年度に利用者数が減少した要因は不明だが、それまで利用していた団体が施設を利用しなくなったことが要因の一つであると考えている。

委員： 施設内でアルコール類を含む飲食は可能か。また、懇親会などでの利用をカウントしているのか。

担当課： アルコールを含め飲食は可能である。また、懇親会等の利用であっても利用状況にカウントされている。懇親会の会場として利用される方は少ないが、施設において会議を行った後に飲食物を持ち込み、そのまま懇親会等を行うことはある。

委員： 公共施設として、常態的にアルコールを持ち込めるのはどうか。
事務局： 文化会館アルフォーレや産業文化会館などアルコールの持込を許可している施設もあり、施設の設置目的の範囲内であれば問題ない。
委員： かなり老朽化が進んでいる施設であり、閑散とした雰囲気であった。施設の築年数はどの程度か。また、地域の方の利用が主となるのか。
担当課： 築年数は30年を超えている。夜間の利用が主であることから、日中は閑散としている。利用者は、地域の方がほとんどであり、地域外の方の利用はない。

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(ウ) ふるさと体験村(荻ノ島) (担当課：高柳町事務所)

《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員： 収支状況において、指定管理料の欄がゼロであるが、指定管理料は出していないのか。また、他に指定管理料の出していない施設はあるのか。

財務部長： 指定管理施設であるが、指定管理料は出していない施設である。施設の管理運営経費を利用料収入のみで賄ってもらっている施設である。

指定管理料の出していない施設としては、シーユース雷音、ふるさと体験村(門出)、モーリエ駐車場がある。支出に対して収入が不足する場合は、指定管理料を出している。

委員： 平成28年度と比べ、平成29年度は委託料が増えているが、増減理由が書かれていない。

担当課： 記載が漏れており大変申し訳ない。委託料は、施設の維持管理に関する経費が主となり、浄化槽及び消防設備の点検費用、除雪経費等がある。平成29年度は、除雪経費が増えている。

委員： モニタリングシートについては、どこが作成しているのか。

担当課： 担当課である高柳町事務所が作成している。なお、一部、指定管理者が記入する部分がある。

委員： 委員会として審議するに当たって、提出される資料についてはしっかりと確認をしていただきたい。

委員： 大正大学FW事業について、内容を具体的に教えてほしい。また、事業の収入が180万円あり、支出が140万円となっている。40万円の収支差額はどのような扱いとなるのか。

担当課： 大正大学FW事業については、大学のフィールドワーク授業の受入れを行っている。収支の差額は、純粋な利益となっている。

委員： 県外からの利用者が多く、とても努力されている施設かと思う。利用は夏が多く、冬は雪の影響で少ないのか。

担当課： 月別の利用状況としては、7月から10月が最も多く、利用者が300人近い月もある。冬は、雪の影響により利用のない月もあるが、雪国ボランティアの拠点として利用していただいている。

委員： 収入に物販収入があるが、具体的な内容は何か。また、施設の利用料金は幾らなのか。

担当課： 物販収入は、地元産のお米の販売が主となっている。関東圏の福祉法

人とのつながりから、福祉法人の給食で使用するお米を買っていただいている。また、物販以外にも福祉法人とは互いの施設を訪問するなどの施設間の交流も行われている。

施設の利用料金は、荻の家が1泊33,000円、島の家が22,000円である。

委員： 施設の稼働率は、どの程度か。

担当課： 宿泊のみとなるが、1年間を時間に換算して算定したところ、約20%である。

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(エ) 西山町いきいき館（担当課：西山町事務所）

《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員： 収支がゼロとなっている。指定管理者全体の会計の中で調整をしているのかと思うが、どの科目で調整しているのか。また、指定管理施設であるため、収支を調整した場合、経営状況が見えなくなるのではないか。

担当課： 指定管理者は、指定管理料の中で施設の運営を行うとの考えがあり、収支の調整を行っている。当該施設の中には指定管理者である事業者の支所もあるため、施設と支所とを兼任している職員の人件費で調整をしている。

財務部長： 委員の御指摘のとおりであり、収支をゼロにすることで経営実態が見えなくなってしまうため、今後、収支状況の表記については検討する。

委員： 収支を調整しているため、計上されている人件費と投入されている人員で差異があるということでしょうか。

担当課： 施設の職員体制としては、当該施設に正職員1人、嘱託1人、非常勤職員1人がおり、非常勤職員分は当該施設の人件費として全て計上されているが、その他は支所と按分している。

委員： 現在のマンパワーで施設の運営ができていないのかが見えてこないため評価は難しい。収支の状況からは実態が見えてこないため、サービスの低下を招かないようにしていただきたい。

担当課： 施設の老朽化が進んでおり、管理運営費が修繕費に圧迫されてきている。指定管理者からは、市による修繕の要望が出ているため、できる限り計画的な修繕を行いたいと考えている。先ほどの説明にあるとおり、職員の人件費は計上しているが、管理者分を計上していない状況もあることから、今後指定管理者と協議していきたい。

委員： 利用料金収入があるが、有料で施設を利用されている方は、どのような方がいるのか。

担当課： 商工会や民間の事業者が会議室として施設を利用する場合は、有料となる。当該施設は、条例によって利用できる団体が限定されており、施設の設置目的に合った利用であれば、利用料金が減免となっている。当該施設を利用されているのは、施設の設置目的に合った団体がほとんどであるため、利用料金収入としては少額である。

委員： 指定管理料がないと運営できない施設であり、他の施設とのバランスを考えていく必要がある。良い施設であるため、もっとPRしていく必要がある。

委員： 浴室もあるようだが、現在は使用していないのか。

担当課： 中越沖地震後、ボイラーが故障し、修理に2,000万以上掛かることが判明した。周辺には雪割草の湯もあり、費用対効果を検討した結果、浴室を廃止した。

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(オ) ワークプラザ柏崎

《商業観光課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員： 利用者アンケートの結果に職員の対応に不満があったとあるが、具体的には何か。また、アンケート結果は、モニタリングには反映されているのか。

担当課： 職員の対応に対して、対応の仕方をもっと柔軟にできないか、予約の対応に時間が掛かり過ぎる。予約対応方法をもっとスマートにといった意見があった。モニタリングには反映しており、利用者への接遇項目について、指定管理者がS評価としているところを担当課としてはA評価とした。

委員： 当初、指定管理者制度を導入したときは公募であったかと思うが、どのくらい応募があったのか。

担当課： 1期目の平成16年度は、3者から応募があった。2期目は公募したが1者のみの応募であり、現在の3期目は非公募で選定を行った。

委員： 当該施設は、公募による選定でもよいかと思う。長年指定管理を行っていることから継続性を重視しているかと思うが、非公募選定とする理由が現在の指定管理者だからその理由となっている。施設の特性として、現在の指定管理者である必要性もないため、今回は公募も検討されたい。

委員： 10万人前後が利用する施設であり、総収入に対する指定管理料の割合が56%程度である。他の施設とのバランスと、これだけ軌道に乗っている施設であれば、指定管理料を減らしてもよいのではないか。

財務部長： 指定管理料は、現在の指定管理期間中の収支状況から次期の収支を見込み、財務部を含めた検討を行い、指定管理料の総額を決定する。収支のバランスから指定管理料を減額させてもらうこともあるが、指定管理期間中は決定した金額で運営してもらっている。

委員： 施設の稼働率どうか。

担当課： 全体の稼働率としては51%である。多目的ホールの夜間利用の稼働率が高くなっており、71%となっている。続いて、研修室が高い。

委員： 個人的にもよく利用させてもらっている。使い勝手が良く、市内の類似施設と比べリーズナブルに利用できるため、なかなか予約が取れない施設である。

担当課： 当該施設は、時間貸しであることから効率的に利用できる施設であ

り、利用者にとってリーズナブルな利用が可能となっている。

委員： 車で利用される方が多いかと思うため、周辺に代替施設がないから利用が多いのではなく、利用しやすい施設であることから多いのではないかと考える。利用ができないときは、市内の類似施設である産業文化会館を案内するなど他の施設と連携してほしい。

《委員全員が非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。ただし、今回は公募を検討すること及び現在の指定管理料が適当かどうかを検討することの条件が付された。》

(カ) コレクション展示館3館（担当課：商業観光課）

- ・コレクション展示館第1展示館（痴娯の家）
- ・コレクション展示館第2展示館（黒船館）
- ・コレクション展示館第3展示館（同一庵藍民芸館）

《担当課から施設の概要、指定期間を1年間延長することについて説明》

委員： 今年度実施している風の丘米山再整備可能性調査の費用は、施設の収支に出てこないのか。出てこないのであれば、参考までにどの程度費用を掛けて行うのか教えてほしい。

担当課： 市が実施している調査であるため、施設の収支には出てこない。調査費用は、約2,000万円である。

委員： 非公募理由は、その他合理的理由に該当するとのことではいか。

事務局： 現在、可能性調査を行っている最中であり、その他合理的理由に該当するものとした。

財務部長： 現在の指定期間を1年間延長したいとするものであり、通常の手続きとは異なってくる。

委員： 可能性調査中ということであれば、公募したとしても応募してくる事業者がないのではないかと。そうであれば、既に結論は出ており、指定期間を1年間延長で良いと考える。

委員： 当該施設は、緊急時の避難場所や物資の備蓄庫等になっていないのか。

担当課： 現在はなっていない。道の駅として機能していたときは、緊急時の避難場所となっていた。

委員： 施設の状況から見て、個人的にも存続は難しい施設であると考え。しかし、近隣住民から見て、西部方面の施設が全くなくなることは寂しいことであり、緊急避難場所とするなど施設の存続理由を見付けてほしい。

委員： 今年度中に可能性調査の結果が出るのか。再延長とならないようにしてほしい。

委員： 選定委員としての意見は、施設のソフト面に限定されるのか。施設の設置場所などを含めたハード面に関する意見もできるのか。

財務部長： 基本的にはソフト面、指定管理者制度の導入や指定管理者の選定方法に関して意見をお願いしたい。なお、ハードに係ることであっても、意見として伺う。

委員： 良い施設ではあるが、時代に合った施設となるよう運営方法等についてもっと検討が必要であったと考える。可能性調査の結果は、本当に1年で出るのか。

担当課： 市長は1年で判断すると明言している。

《委員全員が、指定期間の1年間の延長を了承した。》

(5) その他

委員： 指定管理者が別事業者に業務を委託する際に地元事業者を使うよう指導できないか。地元の事業者を使うことで地域に税金が還元されるとともに法人税等で市にもメリットが出てくる。

事務局： 市が実施する工事等は、市内業者を優先して発注しているが、指定管理者に対してそこまで制限を設けることは難しい。しかし、指定管理者に対して地元事業者を優先するように伝えたい。

委員： 施設に関して様々な課題があるが、議会での議論はしているのか。

財務部長： 議会に対しても説明し、議論を頂いている。指定管理者の指定については議決案件であること、また、指定管理料は予算に関することであり、議会での議論を含めて必要な手続を踏んでいる。

委員： 来年度、指定管理者制度を新規導入する施設があるとのことだが、どの施設か。

事務局： 来年度は、西山ふるさと公苑において新規導入の手続を行う予定である。

委員： 西山ふるさと公苑以外に導入を予定している施設はあるのか。

事務局： ほぼ全ての施設に指定管理者制度を導入しており、西山ふるさと公苑以外に新たに導入を予定している施設は、現在のところない。

委員： 全国的にも図書館に指定管理者制度を導入している自治体が増えてきている。課題もあるがメリットも多いため、検討していただきたい。

委員： 指定管理施設は増えてきているが、施設数を減らしていくことや財政的なバランスはどうか。

財務部長： 博物館など直営に戻した施設もあるが、現在、制度を導入している74施設は、このまま指定管理でいきたいと考えている。しかし、施設の状況を見て、施設自体の在り方を検討していかなければいけない。

次回、第2回目の委員会は、10月25日（木）又は29日（月）の開催を予定している。

6 閉会